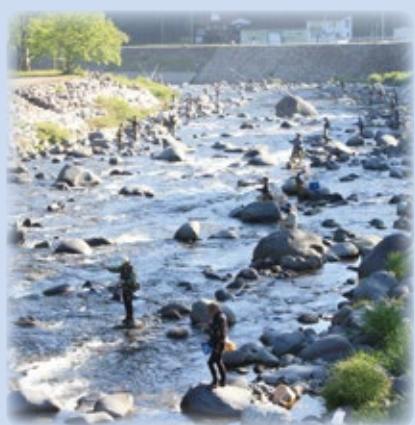


# 特集

# 広報たかやま

Takayama

令和8年[2026]  
1月20日発行  
臨時号



## 人々の暮らしと豊かな自然を「守る」ために

市は、莊川町六厩における産業廃棄物最終処分場の建設に「反対」します。

建設計画地の周辺には住宅地があり、処分場から排出される処理水が流入する六厩川は、莊川から世界遺産白川郷・五箇山、砺波平野、富山湾へと注ぐ庄川の最上流です。生活環境、水環境、自然環境、さらには地域産業などへの影響は計り知れません。

地域住民の皆さまなどの不安を解消するために、「市としてできることはすべてやる」という意思と責任の下、建設計画の白紙撤回に向け、法的及び科学的根拠に基づいた対策を行うとともに、下流域の自治体などとも連携を図っていきます。また、許可権者である県に対しては、地域の皆さまの想いを含めて、市の意見を確実にお伝えしていきます。

高山市長 田中 明

# 庄川地域だけのことではない、高山市全体や、下流域への影響が懸念される「産業廃棄物最終処分場建設計画」

## ●産業廃棄物って、何？

廃棄物（ごみ）は、家庭や事業所から出る「一般廃棄物」と、工場や建設現場などから出る「産業廃棄物」に分けられます。

産業廃棄物は、工場などの廃水を処理した後に残る汚泥や家畜のふん・死体、建物などを壊した時に出る廃材など20種類が法律で指定されており、有害な物質を含むものもあります。

## ●どんな計画なの？

富山県の民間事業者が庄川町六厩に産業廃棄物の管理型最終処分場を建設する計画です。

急斜面を掘削して建設する約10万6000平方メートルの埋立地に、全国から運ばれる産業廃棄物が約26年間にわたり、110ト�もの高さに積み上げられ、その量は東京ドーム約2杯分にもなります。また、延長約4.6キロメートルに及ぶ搬入道路や、処分場を掘削する際に発生する残土の土捨場なども計画されています。土捨場は高さ60ト�の盛土になります。

最終処分場は、再利用もリサイクルも焼却などによる処理もできない廃棄物を埋め立てて処理する施設です。廃棄物の中には、ダイオキシン類、水銀、鉛などの有害物質が含まれているものもあります。埋立地からは、メタンガスや様々な臭気が発生します。

処分場に降った雨は、埋め立てられた廃棄物に浸み込んで汚水（浸出水）となります。浸出水は有害物質を含んでいるため、地下に浸透しないよう地面に敷き詰められた遮水シートや集水設備により浸出水処理施設に集められ処理されます。処理された浸出水（処理水）は洪水調整池を経由して六厩川に放流されます。

## ●事業計画の概要

事業者名	株式会社アルト 富山県富山市水橋市田袋280
設置場所	高山市庄川町六厩字シシ山813番1外2筆
施設の種類	産業廃棄物管理型最終処分場
計画面積	106,256m <sup>2</sup>
計画埋立容量	2,434,073m <sup>3</sup>
埋立品目	1. 産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、政令第2条第13号廃棄物 これらのうち、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。 2. 特別管理産業廃棄物 廃石綿等 以上18品目
埋立期間	26年

## ●これまでの経緯

年月	できごと
平成30年	9月 事業者が県へ事業計画書を提出
	11月 県からの照会に基づき、事業計画書に対し「適地ではない」とする市の意見を提出
	12月 市議会が建設反対の意見書を議決し、県へ提出
平成31年	1月 庄川地域の住民等が六厩産廃処分場計画対策委員会を設立
	2月 事業者が事業計画書を取り下げ
令和元年	10月 事業者が県へ事業計画書を再提出
	11月 県からの照会に基づき、事業計画書に対し「適地ではない」とする市の意見を提出
令和3年	9月 市議会が産業廃棄物最終処分場計画調査特別委員会を設置
令和4年	1月 六厩産廃処分場計画対策委員会から県へ建設反対の署名(46,082名分)と要望書を提出
令和5年	6月 県からの照会に基づき、事業計画書に対し「適地ではない」とする市の意見を提出
令和6年	6月 県が環境影響評価周知計画書を承認
	6月 事業者が庄川支所で事業計画および環境影響評価方法書の説明会を開催
	9月 県からの照会に基づき、環境影響評価方法書に対し、地域特性に関する懸念などの市の意見を提出
	12月 市議会が建設反対の意見書を議決し、県へ提出
令和7年	1月 事業者が環境影響調査に着手
	11月 市が建設反対を表明

このほか、各種団体などから県へ建設反対の意見書・要望書・署名が提出されています。

ごみ処理場建設推進課  
☎ 35-3138

## ●建設地はどんな場所？

計画地は、東海北陸自動車道松ノ木峠パーキングエリアの南約1.2キロメートルに位置し、六厩川沿いの別荘地や住宅地を囲む広大な広葉樹林の一部です。



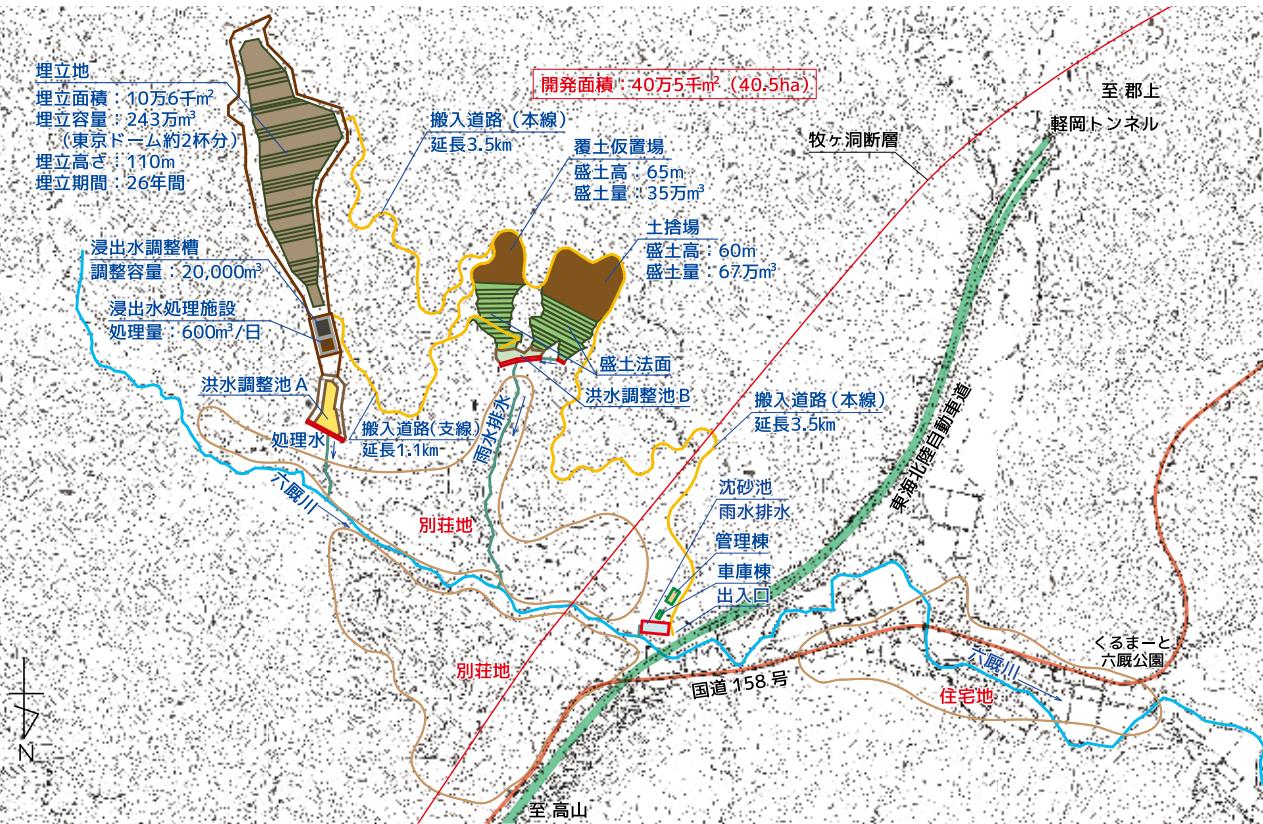
から、計画地は貴重な水源地となつています。

また、莊川町六厩は国内有数の寒冷地かつ特別豪雪地帯であるうえに、高山市街地に比べ年間の降雨量も多く、大変厳しい気候の地域でもあります。さらに活断層の「牧ヶ洞断層」に近接しており、地震が発生した場合の盛土崩落や構造物損壊などが懸念されます。

● 建設計画地



## ●計画平面図



# 高山市の取り組み

## ●高山市の考え方

廃棄物の最終処分場は、廃棄物の適正な処理を行うために必要な施設と捉えていますが、以下の理由により、庄川町六厩における産業廃棄物最終処分場建設に反対しています。

### 【反対の理由】

- ▶ 100m以内に住宅があるため、悪臭・水質汚濁など生活環境への影響が大きい。
- ▶ 埋立地からの処理水が放流される箇所の下流では、飲料水、農業用水など多くの水利用がある。
- ▶ 豪雨・豪雪・極寒など厳しい気象条件が、最終処分場の安全で安心な運営に適していない。
- ▶ 活断層に近接する急峻な谷に廃棄物や残土を高く積み上げるため、廃棄物の流出や土砂災害のリスクが高い。
- ▶ 庄川地域の自然環境を活用したまちづくりの方向性に整合しない。

## ●今後の市の取り組み

### ① 産業廃棄物問題に精通した弁護士や学識経験者への相談

産業廃棄物問題に関する経験を有する弁護士への相談などにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や判例など法的根拠に基づいた効果的な対策を行います。

### ② 建設計画の検証および環境影響調査の実施

施設の安全性や環境への影響などについて、学識経験者などによる建設計画の検証や専門業者による環境影響調査の実施などにより、科学的根拠に基づいた効果的な対策を行います。

### ③ 地域住民への対応

地域住民の不安が解消されるよう、引き続き、勉強会などへの講師派遣や相談など、地域住民などに寄り添った対応を行います。



市長の現地視察

## ●当面のスケジュール

令和7年度～	弁護士や学識経験者など専門家の知見の活用
令和7年度～8年度	建設計画や環境影響に関する市独自の調査・検証
令和8年度	法的・科学的根拠に基づく市の意見を県へ提出

# 地域や団体の取り組み

## ●反対運動を行っている団体など

次の団体では、署名活動や県への意見書提出などの活動を行っています。

### ◆六厩産廃処分場計画対策委員会 (地域住民などにより組織)

### ◆庄川流域六厩産廃処分場計画対策協議会 (富山県庄川流域の27団体により組織)

### ◆飛越7漁協河川環境保全連盟 (宮川、庄川流域の漁協7団体により組織)

## ●六厩産廃処分場計画対策委員会のコメント

平成30年、産廃処分場の計画が県に提出されてからというもの、近くに住む私たちはこの地で生活が出来るのかと不安に駆られていました。

私たち地域住民は対策委員会を設立し、少ない人材の中、署名運動や反対の意見を県に提出するなどの活動を続けてきました。ここにきて、市長が「建設に反対」の表明をされたことは、不安を募らせていた私たち地域住民にとって大きな希望となり、深く感謝申し上げます。

私たちはただ安心して暮らせる町であって欲しいと願うばかりです。市民のみなさまにも、この問題に関心をお寄せいただけるとありがとうございます。建設絶対反対です！



委員長  
荒川 志信 さん

岐阜県のホームページから、事業計画や  
進捗状況などが確認できます▶



事業計画



進捗状況



環境影響評価

編集・発行／高山市市長公室広報公聴課

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

TEL／0577-32-3333(代)

FAX／0577-36-2060 (市長室直通)

FAX／0577-35-3174 (広報公聴課直通)

E-mail／kouhou@city.takayama.lg.jp

HP／https://www.city.takayama.lg.jp/